**１．変更の届け出**

（１）変更届出書の提出について

　　　　地域密着型サービス事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更が発生した場合、変更の発生日から１０日以内に変更届出書を提出する必要があります。

　　　　変更届は管理者が一元的に管理を行うべきもののひとつですので、適切な届け出を継続して行える体制を確保するようにしてください。ホームページにて変更事項と、それに対応する必要な添付書類を公開しておりますので、ご確認いただいた上で、提出をお願いします。

　　　　①主に届け出が必要な変更事項（法人）

　　　　・申請者の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　・代表者の氏名、生年月日、住所、職名

　　　　・登記事項証明書又は条例等

　　　　・役員の氏名、生年月日、住所

　　　　②主に届け出が必要な変更事項（事業所）

　　　　・事業所の名称及び所在地

　　　　・事業所の平面図及び設備の概要

　　　　・管理者の氏名、生年月日、住所

　　　　・運営規程

　　　　・地域密着型サービス費の請求に関する事項

（２）加算の届け出について

**加算の届け出は、加算算定を始める前月１５日までに提出をお願いします。１５日を超える場合は加算の算定開始は届け出を出していただいた２か月後になります。**

　　　　また、加算の算定要件を満たさなくなった場合や、減算が発生する場合は速やかに届け出を行ってください。

　　　　処遇改善加算及び特定処遇改善加算を取得する事業所は、前年度と同じ加算を取得する場合であっても、毎年届け出が必要となります。期限までに届け出がない事業所は加算の取得ができません。実績報告がない事業所に関しても同様の対応となりますので、ご留意ください。

（３）運営規程及び重要事項説明書について

　　　　運営規程及び重要事項説明書における従業員の員数について、「○○人以上」の記載として問題ないとされました。また、運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」についての変更届では年１回で足りることとします。

**２．休止・再開届について**

　今般のコロナウイルス感染症による、感染拡大予防のための事業所の休止を行う場合又再開を行う

場合は市へ休止届や再開届の提出をお願いいたします。

**３．本市以外の市町村への届け出について**

　　加算の算定等については、当該市町村に対して届け出が必要となります。

　　また、厚生労働省令で定める事項の変更については、当該市町村に対して変更届の提出が必要とな

　る場合があります。

　　詳しくは、当該市町村へ確認し、遺漏なく手続きするようにしてください。